



# 山形県公報

令和5年12月26日(火)  
第466号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

- 山形県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(健康福祉企画課) ……1357
- 山形県医療法施行細則の一部を改正する規則……………(医療政策課) ……同

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……1358
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……1359
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……1360
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 公共測量の実施の変更の通知……………(同) ……同

## 規 則

山形県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第60号

#### 山形県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山形県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(昭和41年3月県規則第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「薬局情報定期(変更)報告書(別記様式第1号の2)を知事に提出して」を「書面により」に改め、同条第2項中「薬局情報定期(変更)報告書を知事に提出して」を「書面により」に改める。

別記様式第1号の2を削る。

#### 附 則

この規則は、令和6年1月5日から施行する。

山形県医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第61号

#### 山形県医療法施行細則の一部を改正する規則

山形県医療法施行細則(昭和41年10月県規則第73号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 削除

第3条の次に次の1条を加える。

(医療に関する情報の報告)

第3条の2 法第6条の3第1項の規定による報告は、毎年1月1日から3月31日までの間に、当該報告を行う年の1月1日現在の情報について、書面又は厚生労働大臣が管理する電気通信設備の記録媒体に規則第1条の2の2第2項に掲げる事項を内容とする情報を記録する措置であつて、法第6条の3第1項の規定により報告をすべき病院等の管理者が、自ら及び知事が当該情報を記録し、かつ、閲覧することができる方式に従つて行う措置（次項において「電磁的措置」という。）を講ずる方法により行うものとする。

2 法第6条の3第2項の規定による報告は、書面又は電磁的措置を講ずる方法により行うものとする。

別記様式第1号を次のように改める。

様式第1号 削除

別記様式第1号の2第17項の表、別記様式第5号第18項の表及び別記様式第18号第4項の表中「kVp」を「kV」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定、同条の次に1条を加える改正規定及び別記様式第1号の改正規定は、令和6年1月5日から施行する。

告 示

山形県告示第867号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和5年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団須田医院	須田医院 ショートステイ 上山市美咲町一丁目3番25号	短期入所生活介護	令和 5.10.20

山形県告示第868号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和5年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団須田医院	須田医院 ショートステイ 上山市美咲町一丁目3番25号	介護予防短期入所生活介護	令和 5.10.20

山形県告示第869号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和5年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事業名	地区名	工事完了年月日
農地整備事業（経営体育成型）	赤松通り地区	令和4年12月21日

山形県告示第870号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和5年12月26日

山形県知事 吉村美栄子

事業名	地区名	工事完了年月日
農地整備事業（経営体育成型）	烏川赤松地区	令和5年2月21日

山形県告示第871号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和5年12月26日から令和6年1月9日まで縦覧に供する。

令和5年12月26日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西村山郡朝日町大字宮宿字小坂1043番9から 同 田中1121番9まで	旧	23.2メートル } 7.6	225メートル
西村山郡朝日町大字宮宿字小坂1043番9から 同 田中1121番1まで	新	23.7メートル } 11.8	同上

山形県告示第872号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和5年12月26日から令和6年1月9日まで縦覧に供する。

令和5年12月26日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寒河江西川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長
寒河江市六供町二丁目2634番2から 同 大字寒河江字追方丙1559番5まで	旧	13.8メートル } 9.5	480メートル
同 上	新	19.6メートル } 13.3	同上

**山形県告示第873号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和5年12月26日から令和6年1月9日まで縦覧に供する。

令和5年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字宮宿字小坂1043番9から  
同 田中1121番1まで
- 3 供用開始の期日 令和5年12月26日

**山形県告示第874号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、酒田市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
酒田市幸町地内
- 2 公共測量を実施した期間  
令和5年8月1日から同年12月15日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量）

**山形県告示第875号**

令和5年9月県告示第638号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、山形県知事から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和5年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公共測量を実施する期間

（変更前）令和5年8月30日から同年11月30日まで

（変更後）令和5年8月30日から令和6年3月27日まで